

## 令和4年度武蔵野市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |                       |                  |
|-----------------------|------------------|
| (1) 年間有収水量            | 16,866,607立方メートル |
| (2) 1日平均有収水量          | 46,210立方メートル     |
| (3) 主要な建設改良事業         |                  |
| ア スtockマネジメント推進事業(改築) | 271,754千円        |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 下水道事業収益	3,019,212千円
第1項 営業収益	2,393,396千円
第2項 営業外収益	625,814千円
第3項 特別利益	2千円

支 出

第1款 下水道事業費用	2,916,213千円
第1項 営業費用	2,720,778千円
第2項 営業外費用	193,434千円
第3項 特別損失	1千円
第4項 予備費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額410,818千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額53,557千円及び当年度分損益勘定留保資金357,261千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	700,163千円
第1項 企業債	363,000千円
第2項 出資金	23,766千円

第3項	補助金	83,475千円
第4項	負担金等	229,921千円
第5項	固定資産売却代金	1千円

支 出

第1款	資本的支出	1,110,981千円
第1項	建設改良費	746,468千円
第2項	固定資産購入費	654千円
第3項	企業債償還金	342,859千円
第4項	基金積立金	20,000千円
第5項	予備費	1,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	363,000千円	証書借入れ又は証券発行の方法による。 起債の時期は令和4年度とする。ただし、その全部又は一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	5.0パーセント以内	借入れの時から据置期間を含め、40年以内の償還とする。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。その他償還については、借入先の融資条件に従う。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用と営業外費用との間における流用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 職員給与費(186,821千円)については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

令和4年2月21日提出

東京都武蔵野市長 松 下 玲 子